

答弁第
九四号
令和七年十二月九日受領

内閣衆質二一九第九四号

令和七年十二月九日

内閣総理大臣 高市早苗

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員宗野創君提出警察官の増員に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員宗野創君提出警察官の増員に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「人口割をした場合」の「一部地域における一人当たりの警察官の負担が高まっていること」と及び「警察官一人当たりの業務負担が高まること」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「都道府県警察における警察官の定員」の基準については、令和六年二月二十八日の衆議院予算委員会第三分科会において、太刀川警察庁長官官房長（当時）が「それぞれの都道府県の人口や面積、あるいは犯罪発生状況その他の事情を考慮して定められております」と答弁しているとおりであり、都道府県の人口のみをもって、お尋ねの「相談業務など」への「影響」を含め「業務への影響」を評価することは困難である。

二について

お尋ねの「統合的機能によつて追加人員を決める」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三について

都道府県警察の警察官の増員については、その時々の治安情勢等を踏まえ、政府において適切に判断することとしている。